

平成30年度

(ふるさと起業・移転促進事業連携枠)

ひょうごチャレンジ起業支援貸付(無利子)のご案内

〈受付期間〉平成30年4月16日(月)～9月27日(木)〈最終日16時必着〉

※申請状況により、上記期間中でも受付を締め切る場合があります。

〈ご利用のポイント〉

- ① UJIターンにより兵庫県内に移住し、有望なビジネスプランを有し、かつ、兵庫県内に活動拠点を置いて起業にチャレンジする代表者(実質的な経営者)で、ご利用いただける長期(10年以内・うち3年据置き)の無利子貸付金です。
- ② 貸付限度額は500万円。貸付日以降の1年以内に支出する設備資金・運転資金にご利用いただけます。
- ③ 担保や第三者保証人なしで申請していただけます。保証料も不要です。

貸付対象者	平成29・30年度(平成29年4月1日から平成31年2月末まで)に兵庫県外から兵庫県内へ住民登録を移し、かつ、兵庫県内に活動拠点を置いて、起業にチャレンジする代表者(実質的な経営者)で、3年以上(平成34年2月末まで)兵庫県に居住し続ける意思を有する方で、「平成30年度ふるさと起業・移転促進事業」に同時に応募する方(第二創業・事業所移転による申請者は除きます。)
貸付対象分野	ふるさと起業・移転促進事業ビジネスプラン募集要項に定める以下の事業とする。 ① 新たなビジネスプラン開発や新事業展開を行う事業であること。 ② 地域経済の活性化に資する事業であること。
貸付限度額	500万円(貸付額は10万単位、最低貸付金額は100万円)
貸付割合	センターが貸付対象として認めた必要経費の70%以内または貸付限度額の低い方
貸付利率	無利子
貸付期間	10年以内(うち3年据置)、半年毎(14回以内)の均等返済
資金使途	貸付日以降の1年以内に支出する運転資金・設備資金 (助成金申請における自己負担部分も含めた事業実施に必要な経費)
連帯保証人	原則として代表者保証のみ(個人事業主の場合、連帯保証人は不要)
留意事項	※貸付の可否は審査会で決定し、審査による貸付条件が付加される場合があります。



[申請・問合せ先]

公益財団法人 ひょうご産業活性化センター

創業推進部 投資育成課

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4

神戸市産業振興センター 2階

TEL 078-977-9075 FAX 078-977-9112

<http://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyo/challengekasituke-furusa tokigyou>

(公募要領、様式はこちら)